

第41回全国豊かな海づくり大会兵庫県実行委員会幹事会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第41回全国豊かな海づくり大会兵庫県実行委員会会則第10条の規定により設置する幹事会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 幹事は、別表に掲げる職にある者を充てる。

(会議)

第3条 幹事長は、必要に応じて会議に幹事以外の者の出席を求めることができる。

(旅費)

第4条 幹事以外の者へ支給する旅費は、兵庫県職員の例に準じて支給する。

(事務局)

第5条 幹事会の事務局は、兵庫県農政環境部農林水産局水産課内に置く。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年9月10日から施行する。